

令和4年9月5日

区立小中学校児童・生徒の保護者の皆様

港区子ども家庭支援部子ども家庭支援センター
港区教育委員会事務局学校教育部教育指導担当

ヤングケアラー実態調査 御協力をお願い

日頃から、港区政に御理解と御協力をいただき、ありがとうございます。

厚生労働省は、ヤングケアラーとは、「本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている子ども」を指すとしており（※詳細は裏面をご覧ください）、近年その存在が顕在化したことで、支援の必要性が叫ばれています。

港区でも、潜在化している支援が必要な家庭や子どもの状況をより正確に把握し、今後の支援策や取組の検討につなげるため、区立小学校に在籍する小学1～6年生、区内在住の中学生及び高校生、子育て支援に関わる事業所等を対象に、世話をしている家族の有無やケアの状況、支援ニーズ等について、実態調査を実施いたします。

つきましては、区立小・中学校の児童・生徒の皆様にも、下記のとおりアンケート調査を実施する予定です。御理解のほど、よろしくお願いいたします。

記

- 1 調査対象
区立小学校の全児童及び区立中学校の全生徒
- 2 調査期間
令和4年9月14日（水）から10月14日（金）まで
※調査期間のうち、各学校が指定した日に実施します。
- 3 調査方法
各学校でタブレット端末を利用して、オンラインアンケートに回答していただきます。
- 4 調査内容
普段の生活（学校の出欠席、学校での過ごし方、悩み等）、お世話をしている人の有無、お世話をしている人、お世話の内容、お世話をしていることによる生活への影響等
- 5 その他
 - （1）児童・生徒がアンケートに回答する際は、児童・生徒に対して各学校の担当教員から回答方法の説明があります。
 - （2）本調査は、匿名の調査です。同一人が複数回回答した場合に回答を重複して集計することを防ぐため、回答時にIDを入力していただきます。回答いただいた内容はすべて統計的に処理しますので、個人が特定されることはありません。
 - （3）お子様が本調査に回答することに同意されない場合は、あらかじめ担当教員にお申し出いただきますようお願いいたします。
 - （4）アンケート調査の結果は、令和5年3月以降、港区ホームページに公開する予定です。

【調査についての問合せ】

港区子ども家庭支援部子ども家庭支援センター 地域連携担当 高橋・小島
電話：03-5962-7211 FAX：03-5962-7205

ケアラーとは、こころやからだに不調のある人の「介護」「看病」「療育」「世話」「気づかい」など、ケアに必要な家族や近親者、友人、知人などを無償でケアする人のことです。（一般社団法人日本ケアラー連盟ホームページより）

ケアラーのうち、「本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている子ども」をヤングケアラーといいます。

ヤングケアラーはこんな子どもたちです

家族にケアを要する人がいる場合に、大人が担うようなケア責任を引き受け、家事や家族の世話、介護、感情面のサポートなどを行っている18歳未満の子どもをいいます。



障がいや病気のある家族に代わり、買い物・料理・掃除・洗濯などの家事をしている



家族に代わり、幼いきょうだいの世話をしている



障がいや病気のあるきょうだいの世話や見守りをしている



目を離せない家族の見守りや声かけなどの気づかいをしている



日本語が第一言語でない家族や障がいのある家族のために通訳をしている



家計を支えるために労働をして、障がいや病気のある家族を助けている



アルコール・薬物・ギャンブル問題を抱える家族に対応している



がん・難病・精神疾患など慢性的な病気の家族の看病をしている



障がいや病気のある家族の身の回りの世話をしている



障がいや病気のある家族の入浴やトイレの介助をしている

©一般社団法人日本ケアラー連盟 / illustration : izumi Shiga

お子様のことや子育て、家庭のことで「困っていること」「不安なこと」などがありましたら、お気軽にご相談ください。

港区子ども家庭相談ダイヤル 03-5962-7215

（港区立子ども家庭支援センター）

月～金曜：午前8時30分から午後6時まで 土曜：午前8時30分から午後5時まで
（12月29日～1月3日、祝日を除く）

港区立教育センター 教育相談室

電話による教育相談 03-5422-1546

月～金曜：午前9時から午後7時まで 土曜：午前9時から午後5時まで
（祝日、年末年始を除く）

来所による教育相談 03-5422-1545

開室時間：月曜日～金曜日 午前9時から午後5時（祝日、年末年始を除く）

その他、「祖父母の介護に疲れている」、「失業で収入がなくなった」など福祉に関する相談は、お住まいの地域の総合支所区民課の福祉総合窓口（平日午前8時30分から午後5時まで）へご相談ください。